




赤ちゃんが生まれたら手続きしましょう

【出生届】 生まれた日を含め **14日以内**に役場1階 戸籍事務課へ届けましょう。

<手続きに必要なもの> 出生届の書類・母子健康手帳・印鑑

 保険健康課 保険年金係（役場1階）で手続きするもの



【子ども医療費助成制度】 中学校を卒業するまでの子どもを対象に、保険診療を受けた際に支払う医療費の一部負担金を助成します。

【養育医療】 出産医療機関が発行する「養育医療意見書」を持参した方に対し、養育に必要な医療の給付を行います。

<手続きに必要なもの> 赤ちゃんの名前が記載された保険証・印鑑

 子育て支援課（中央公民館1階）で手続きするもの

【出生報告】 戸籍事務課でお渡しする「出生報告書」等の書類に必要事項を記入し、子育て支援課へ提出してください。 **出生体重等を必ず記入**してください。

【児童手当】 児童を養育している人に手当が支給されます。
※公務員の方はご自身の職場へ申請してください。



【予防接種手帳】 生後2か月から、県内の小児科等で予防接種が受けられます。



【乳児一般健康診査受診券】 1歳の誕生日までに2回（3～6か月、9～11か月）、県内の小児科で乳児健康診査を無料で受けられます。

【子育て用品引換券】 子育て用品（おむつ用品、授乳用品、離乳食用品、お風呂用品）を購入するための引換券を交付します。

【愛顔の子育て応援券】 2人目以降の赤ちゃんに対して交付し、紙おむつの購入に利用できます。
※どちらの券も、購入できる物品および使用できる店舗に制限があります。

<手続きに必要なもの> 保護者の健康保険証と通帳の写し・母子健康手帳・印鑑
保護者（両親）のマイナンバーが分かるもの

【こんにちは 赤ちゃん訪問】 生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を、保健師・助産師・保育士等が訪問します。窓口でお渡しする「出生連絡はがき」を記入し、1か月以内に返送してください。折り返しご連絡いたします。

